

令和7年第1回取手市教育委員会定例会議事録（公開用）

1. 招集年月日 令和7年1月27日（月曜日）午前9時00分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員
教育長 石塚 康英
教育委員（教育長職務代理者） 櫻井 由子
教育委員 猪瀬 哲哉
教育委員 石隈 利紀
教育委員 戸部 明彦
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者
教育部長 井橋 貞夫
教育参事 鈴木 邦弘
教育次長兼教育総務課長 斉藤 理昭
教育次長兼学務課長 直井 徹
保健給食課長 大野 篤彦
指導課長 丸山 信彦
指導課長（教育総合支援センター担当） 笠井 博貴
生涯学習課長 塚本 豊康
子ども青少年課長 長塚 逸人
スポーツ振興課長 大隅 正勝
図書館課長 樋口 康代
文化芸術課長 飯山貴与子
6. 書 記
教育総務課 課長補佐 蛭原 康友
教育総務課 総務法規係 係長 中村 翔
7. 議 題
承認第1号 取手市教育委員会職員の処分について（非公開）
議案第1号 取手市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則について
報告1 いじめ防止策の取組状況に関する報告について
8. そ の 他
(1) 2月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について
(2) 令和6年第4回取手市議会定例会について

9. 発言の記録

午前9時00分開会

○教育長（石塚康英）

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。令和7年第1回取手市教育委員会定例会は、成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開催いたします。

本定例会の議事録について、確認のため申し上げます。議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する全文筆記による作成とします。なお、教育長のほか会議に出席した委員全員の署名により、議事録を確定させることとします。また、会議の録音データについては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確定した後に消去いたします。

では、まず初めに教育長報告をさせていただきます。資料のほうを御覧いただければと思います。1番、学校協議会の開催についてです。中段の表にあります3校におきまして第4回の学校運営協議会が開催されました。今回は、各学校とも学校評価アンケートの内容を校長が説明し、その内容を踏まえて学校グランドデザインの作成についての熟議、あるいは来年に向けた具体的な方策についての検討が行われました。どの学校も活発な意見が出ていたようです。

2番です。市民大学EMP特別講座についてです。12月23日（月曜日）、浅島 誠氏による「動物の発生の不思議を探る」が開催されました。浅島先生が年月をかけて細胞の分化を誘導する物質が「アクチビン」というたんぱく質の一種であることを突きとめたことなどを話していただきました。

次のページになります。12月25日、高梨直紘氏により「取手から宇宙の果てへ、宇宙の姿を俯瞰する」が開催されました。宇宙シミュレーションを使いながら138億光年彼方の宇宙の果てまで、宇宙の姿をスクリーンに映し出して最新の天文学の話などもしていただきました。両講座とも会場盛況で、大変好評を博したところでございます。

続きまして3番です。1月12日（日曜日）、取手市民会館におきまして令和7年取手市はたちのつどいを開催いたしました。この式典の運営は、20歳の皆様に組織する、はたちのつどい実行委員会に御協力をいただいたところです。丸のところに開催概要書いてありますけれども、第1部が式典ということで大変厳粛に、以前のような騒がしい雰囲気は全くなく、大変厳粛に1部の式典が行われまして、第2部のほうでは各実行委員自身が出身の中学校を訪問して、恩師のビデオメッセージを撮影して編集したビデオメッセージのアトラクションということで、こちら会場から笑い声であるとか歓声であるとかが聞こえる、大変盛り上がった催しとなりました。参加者ですけれども658名、これは招待者全体の68.61%の若者たちになりました。

次が4番です。1月19日（日曜日）、取手緑地運動公園におきまして、第53回取手市新春健康マラソン大会を開催いたしました。親子レース、あるいは学年別のマラソン、一般のマラソンなど26の種目で1,480名の申込みがあり、最終的な参加者は聞いていないんですけれども、申込みがあったところです。昨年度は雪の予報があったので、悪天候のため中止になったんですけれども、今年度は風も穏やかで、大変走りやすいコンディションとなりました。大会の準備や運営には、市のスポーツ協会、スポーツ推進委員の皆様など延べ210名の御協力をいただきましたほか、取

手ライオンズクラブの皆様からの協賛もいただいたところです。こちらは大変盛会となりました。

最後です。図書館員がお勧めの本を選んで、本のヒントとなる「福 BOOK カード」を本の名前を伏せて掲示をして、興味のあるカードを選んでもらった上で、中身が分からないようにして福袋にして貸出しをするという、大変手の込んだ「図書館福 BOOK」を実施いたしました。1月5日の初日からたくさんの皆様が来館していただきまして、8日間の期間中、大人向けが92セット、子ども向け81セットの福BOOKがほぼ完売というんでしょうかね、したところでございます。皆様からは、ふだん自分では選ばないような意外な本に出会えたといったような感想をいただいたところでございます。

以上、教育長報告とさせていただきます。

それでは、これより本日の議事に入ります。

まず、承認第1号の議事につきまして、委員の皆様にお知らせします。この後議題となります承認第1号につきましては、職員の人事に関する報告案件で、個人のプライバシーに関わる内容が含まれる報告になります。よって、議事を非公開とする発議をさせていただきたいと思っております。

お諮りいたします。承認第1号の議事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、議事を非公開としたいと思っておりますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、御異議なしということですので、承認第1号は非公開とさせていただきます。

〔会議室閉鎖〕

○教育長（石塚康英）

それでは、承認第1号、取手市教育委員会職員の処分についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。井橋教育部長。

（非公開のため説明・審議は省略）

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって、承認第1号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、非公開とした件の議事が終了しましたので、会議の非公開を解除いたします。

〔会議室開鎖〕

○教育長（石塚康英）

それでは議案第1号、取手市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。斉藤教育次長兼教育総務課長。

○教育次長兼教育総務課長（斉藤理昭）

おはようございます。教育次長の斉藤でございます。どうぞよろしくお願いたします。それでは議案第1号、取手市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則について、御説明を申し上げます。

昨年12月の取手市議会定例会におきまして、取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例が可決されました。貸付金の増額であったり、給付型奨学金との併用を可能にしたり、奨学金貸付対象者の要件など、奨学金貸付制度の大幅な変更が行われました。今回の規則改正につきましては、主に市税等の滞納に係る条件、連帯保証人及び保証人の要件について、規則上新たに定めるものでございます。

まず、第2条の2について御説明をいたします。条例で定めます奨学生の資格として「市内に居住し、かつ、市税その他の諸納付金のうち規則で定めるものを滞納していない者(情状を考慮し規則で定めるものを除く。)の子弟」という規定について、詳細を定めているものでございます。第1項で、市税以外の諸納付金につきましては、学校給食費と放課後子どもクラブの利用料を明記してございます。

次に、市税等の滞納のあるもので情状を考慮するものにつきましては、第2項の規定により、債務の承認を行い、かつ、完納が見込めるものとしてございます。これは、滞納分の市税等について、少しずつでも継続的に納付を行っていることを想定してございます。市税等の滞納している方を一律でお断りするのではなく、滞納の状態等によって、特別に資格者として認めるという措置となっております。

次に、第16条の2について、御説明をいたします。これは条例で規則に委任しております、奨学金の連帯保証人及び保証人の条件を定めてございます。まず、連帯保証人は、奨学生と生計を一にする2親等以内の親族としています。ほとんどの場合は、奨学生の保護者という形になるかと思いますが、同一生計者であれば、祖父母、兄弟なども可能となっております。次に、保証人は4親等以内の親族か、市内に住所を有し、現に居住する者としてございます。連帯保証人や保証人に関しましては、親戚関係の希薄化などの社会背景から、その設定が困難な方が増えてきているという事情がございます。そこで、第2項におきまして、教育委員会が特別に連帯保証人や保証人の要件を満たさないものを認めることができる規定を設けてございます。この場合におきまして、教育委員会が新たに提出を求める書類としましては、連帯保証人や保証人として奨学生が希望する方の財力の調査を行うために必要な書類、具体的に申し上げますと、対象者の源泉徴収票などを考えてございます。

最後に、順番前後しましたけども、第3条に戻っていただいて、第3条の学費の支弁が困難と認められる者の条件の変更でございます。平成4年度の制度開始以来、継続して改正前の規定により運用してまいりましたが、物価上昇であったり、学校授業料の高騰などの社会情勢の変化を鑑み、日本学生支援機構の有利子奨学金である第2種奨学金の貸付けの家計条件を満たす方、またはそれに準ずる方という条件に変更するものでございます。取手市が現在採用しております基準よりも、より多くの世帯が該当するようになる条件を緩和した変更となっております。

以上、議案第1号、取手市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、御説明をさせていただきました。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。以上です。

○教育長（石塚康英）

では、説明が終わりました。

本件に関して質疑、御意見はございませんでしょうか。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。さまざまな社会情勢の変化で、先ほど御説明いただいたように、連帯保証人につきましても親戚関係、あるいは周りの人間関係の変化によって、今までのようにはいかないというので、この規則をつくられる際にも随分気を遣われたというのがよく分かります。一つお伺いしたいのが、最後に御説明された第3条の日本学生支援機構の第2種奨学金の家計基準を満たす者及びこれに準ずる者ということで、この準ずる者の判断基準、もし決まっておりましたらお聞かせいただきたいと思います。

○教育長（石塚康英）

齊藤次長。

○教育次長兼教育総務課長（齊藤理昭）

ありがとうございます。この日本学生支援機構の有利子奨学金である第2種奨学金の貸付条件ということの御質問でございます。要件が、高校時代の1年次から申込み時までの全履修科目の学習成績が、その当該学校におきまして本人が属する学年の平均水準以上というようなことのが要件がかなり緩和されておりますので、そういったところなるべく拾ってあげたいという気持ちがありましたものですから、そういうところを緩和した規則の改正となっております。以上です。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。そうしますと、申込みがあった時点で、この第2種奨学金の家計基準は満たしてはいないけれど、でも俎上には乗るよというようなことですね。判断の俎上には乗せませんということですよ。

○教育次長兼教育総務課長（齊藤理昭）

もし申込みがあった際には、審査会のほうを開催する予定でございますので、そういった判断の材料の一つとして、いろいろな判断をして審査会の中で決定していきたいというふうに考えています。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。1人でも多くの方が、こちらの奨学金の貸付で、御本人が望む進路に行ければなと思います。ありがとうございました。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは質疑、御意見なしと認めます。

これより、議案第1号を採決させていただきます。

お諮りいたします。議案第1号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして報告1、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題といたします。

報告を求めます。笠井教育総合支援センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

教育総合支援センターの笠井です。よろしくお願いたします。いじめ防止策の取組状況に関して報告いたします。

生徒指導提要の中で、いじめの防止については、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携協働する体制を構築することの重要性が指摘されています。今回は、日頃から子どもたちに関わることもある民生委員・児童委員の協議会からお声をかけていただき、いじめ・不登校に関する研修会を1時間ほど実施いたしました。

文部科学省から、令和5年度の児童生徒の問題行動、不登校など生徒指導上の諸課題に関する調査の結果が公表された際には、「学校でのいじめが過去最多、政府対応策の改定を決定」「小中学校の不登校、過去最多の約35万人、いじめも約73万人で過去最多、文部科学省」という見出しをニュースや新聞などで見るがありました。今の2つの見出しに対して、一般の方々の多くは、子どもたちが悪くなり、学校でのいじめが増え、学校が荒れているのではないかという心配を持つ方がすごく多くなっているのではないかと感じています。

今回の研修では、学校では、多様化・複雑化しているいじめの問題に対して、どのように対応しているのかを知ってもらうこと。また、民生委員や児童委員として、学校と連携して子どもたちの安心をどのように支えていければよいのかということを考えるためのきっかけとなるような研修を目標に、2ページにあるような資料を使って研修いたしました。資料2ページの中段にある、算数の時間の例は、いじめの事例の一つとしてよく取上げられるものではありませんが、実際の現場では、このようなことが日常的にあるのではなく、これくらいのことも見逃さないよう、教員は子どもたち一人一人の小さな出来事を見逃さないよう、また、困っているときには寄り添って対応しているということを説明いたしました。

民生委員・児童委員の方々からは、昔の先生たちは、こんなふうに丁寧に対応しはしてくれなかった。今の先生たちは本当に大変なんですねという感想が聞かれました。また、いじめの認知ということについては、いじめがない学校づくりということはもちろん大切ですが、学校としては、小さいいじめを見逃してしまい、結果的に大きな問題にならないよう、学校組織として、いじめ見逃しゼロを目指す体制づくりが求められるということを説明いたしました。

最後に、民生委員・児童委員としての役割ということで、皆さんと考えてみましたが、民生委員・児童委員の方々からも、なかなか今の家庭の状況まで踏み込むことができない。また、どんなふうに声をかけていけばいいのかなといった声も聞かれました。当然、今回の研修会では、これをすればいいというベストな方法が見つかったわけではありませんが、ふだん地域の子どもたちを見守る民生委員・児童委員の方々、いじめの問題について少しでも理解が深まり、いじめの問題を考えるきっかけとなり、学校と連携していくことの大切さが分かったという意味では、実りある研修になったのではないかと考えています。

報告は以上となります。

○教育長（石塚康英）

報告ありがとうございました。

本件に関して質疑、御意見等ございますでしょうか。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございました。毎回、こういうふうにいじめに関する研修会の報告を聞いて、取手市では多様な方を対象に丁寧に取り組んでいるなというふうに感じます。

今回の算数の時間のところは、非常に興味深い事例というか、こういうのを教職員の研修会でもやっていただけるといいと思うんですけど、今回のA子さんが一生懸命解いているところをB男君が解き方を教えてあげたというのは、A子さんの気持ちを考えるという、いわゆる指導したということで、いじめという言葉を使わずにというところがとても大事で、いじめかもしれないけど、いじめの認知なんですね。いじめの認知の段階では、いじめは確定していない。だから、いじめかもしれないので認知して、丁寧に対応しましょうというのが法律の精神ですよ。だから、そうかもしれないと思いながら、いじめ駄目だよじゃなくて、人間関係について力が向上するように子どもたちに指導するというのはとてもいいと思うんです。

これ一つの例ですけど、先生方だったらどうされますかね。これ、例えばB男君が教えてあげたらA子はすごく喜んでいただかかもしれないですね、ケースによっては。つまり、A子とB男君の人間関係であるとか、学力であるとかということで大きく変わるわけですよ。だから、これが駄目とかいいとかということじゃなくて、先生方はこういうのを見たときに、どうするのが子どもたちを支えるのにいいのかなという日頃から勉強されるということが大事だなということが改めて分かりました。

で、ほかの選択肢ないかなと私も興味深く見てしまったんですけど、私だったらまずA子さんと話しますね、B男君の指導の前に。どうだったのとか、B男君から教えてもらったことがあなたにとってどうだったのとか、悔しかったのかなとか、あるいは何かいろいろあるじゃないですか。それで、まずA子さんを支えて、B男君の言い方も何かタイミング悪かったみたいで、これからB男君にも話すけど、どんなふうに話したらいいと思うとか、先生から話すとか、それともA子さんあなたから自分で言うとか、そんなふうに子ども同士のかかわりが非常に促進されるチャンスで、どうしてもいじめかもしれないというときに、加害者への指導とつい我々思っちゃうので、それも選択肢だけど幅広く教育のチャンスとしてとらえてもらったらいいなということで、B男君はやっぱり親切にしようというところ、学校教育もあって伸びている子なのでね、それは相手によってはよくないこともあるよじゃなくて、いろいろな関係の中であるというのが、こういうチャンスで、子どもたちができればいいなと思います。

学校でこういうことをやっているということを民生委員の方や地域の方に分かってもらうことはとてもいいことで、地域の方が、地域で子どもが遊んでいる場面でどうするかとかという事例も一緒に、共同で勉強できればいいなと思います。感想ですけど、本当にいろいろ研修会を多様にやっていらっしゃっていいなと思います。以上です。

○教育長（石塚康英）

何かありますか。センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

石隈委員、御助言ありがとうございました。今後、学校や民生委員・児童委員、またこの後PTAのほうでも行うので、そういった形で学校として取り組んでいることはどんどん発信していきたいと考えております。どうもありがとうございました。

た。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。民生委員として、ある意味地域の代表としてこの場にいらしていただいている者として、本当に民生委員・児童委員の方々、コミュニティ・スクールが始まったこともありまして、民生委員・児童委員・主任児童委員の中でもコミュニティ・スクールの委員として参加している方も多く、非常に学校との距離を今までにないくらい近く感じている委員さんが多くいらっしゃいます。その中で、民生委員として、今まで以上に地域の子どものことを見る機会が増えたことで、気になることが非常に多くなってきたという声も多く聞かれます。

例えば、登校班のときの子どもたちの様子、また放課後での子どもたちの様子、公園で遊んでいる時に、あれ、この状態はどうなのかなとか、また遅い時間ですね、塾が終わった後の遅い時間に、中学生があんなところに溜まっているけど、どうしたのかな、どうしたらいいかなというような、そう言ったときの対応はどうしたらいいんだろうというような声も、ここのところ多く相談されています。私も、それについては、すぐに学校に知らせたほうがいいレベルと、地域でもうちょっと見ていたほうがいいレベルとか、いろいろなレベルがあるんですけど、それについて、いろいろなレベルに応じてあると思うんですけど、その辺もう少し、今回の研修のように地域の皆さんに、学校は今こうですよとお知らせすること、それは石隈委員もおっしゃったようにすごく大切なことで、これは継続して行ってですけど、地域で気になることがあった場合どうしたらいいですかというのにちょっと応えていただければなと思います。

私も民生委員の会議の中で相談されたことで、それはすぐに学校に言ったほうがいいということと、ちょっと地域で見えてあげて、あるいは、おうちの人に声をかけてあげてとかいうようなことも幾つかありましたので、その辺センターのほうから、学校側から、こういうことはすぐに学校に言ってください、こういうことはおうちで見てくださいというようなこと、アウトラインで結構ですのでお示しただければなと思います。今後の研修のときに、そのような内容も少し入れていただければなと思います。よろしくお願いします。

○教育長（石塚康英）

センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

櫻井委員、御助言ありがとうございます。本当にその地域で気になるお子さんって結構いると思うんですが、そのときどう判断するかというのもしっかりと今後の研修の一部の中に入れていく。より学校と民生委員や児童委員との連携というところをしっかりと図っていけるような研修に進めていけるように取り組んでいきたいと考えております。ありがとうございます。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。

教職員を前に自分が常々話すのは、この4月の当初もそうでしたし、研修会もそうなんですけど、教員にとって最も重要な資質能力っていうのは子どもを理解する力

なんだということを話しています。もちろん理解するためには、その前にどういう思いをしているのかなという想像力を働かせることがすごく大事で、今日の資料にあるように、A子はどう考えているんだろう、B男はどう思っているんだろうという、すごく想像力を働かせるってことが大事なのかなと。働かせるためには、きっとその子どもの背景というか、状況を知っていることがとても大事で、学校教員であれば、学校の中での様子でそんなことをいろいろ感じるころはあるかもしれないけれども、やっぱり地域に出ていったとき、公園で何をしているかとか、登校班で何をしているのかというのは、教員のほうが分からないことになってくるので、その部分をお互いに、学校も地域も家庭も、その子どもの背景というものを共有できていったら、もっともっと子どものことを理解できるようになっていくのかな、子どものことを想像できるようになっていくのかなということを考えているので、やっぱりコミュニティ・スクールであったり、こういう民生委員の集まりであったりの中で、私もそういったところをぜひ皆さんに訴えかけていきたいなど、そんなふうに思っているところです。

それでは、以上で報告1の議事を終わりにしたいと思います。

次に、その他に入ります。まず、参事のほうから。

○教育参事（鈴木邦弘）

失礼します。参事の鈴木です。1つ御報告申し上げさせていただきます。市内中学校においての調査書誤記による差し替えにつきまして、1月23日の午後に、教育委員の皆様にはメールをさせていただいております。その内容につきましてはメール、そして新聞報道のとおりでございます。今後、こういったことのないように、我々としましては、各学校に再発防止についてきちんと指導し、努めてまいる所存でございます。以上、報告です。

○教育長（石塚康英）

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

今の御報告についての質問、よろしいでしょうか。御報告ありがとうございました。ここで一つ確認しておきたいことがあります。今現在、学校における成績処理のシステム、学校に導入されていると思うんですけど、どういったシステムが導入されているのか。で、今回のようなことをこの後起こさないために、どういうふうにそのシステムと、この前いただいた報告、あるいは市のほうの記者発表の報告では、今後こういうことを起こさないように、こういうふうに人的な面で、みんなで点検していきますというような内容の御報告でしたけれど、そのシステムのこと何も触れていらっしゃらなかったようですので、今の市のほうで導入している成績処理のシステムについて、これも簡単で結構ですのでお話しいただければと思います。

○教育長（石塚康英）

では、直井次長お願いします。

○教育次長兼学務課長（直井 徹）

それでは、成績処理関係のシステムについて御説明申し上げます。取手市のほうでは、校務支援システムということで、以前は教員の皆さんが全部手作業で行っていた成績管理ですとか、出欠の管理、指導状況などを総合的に管理できるシステムを導入しております。それに基づいて通知書を作成し、指導要録に学年評定を移

し、最後に調査書という形で全てそのシステム内で完結できるようになっております。ただ、そちらのほうのシステムの使い方というのも、またちょっと改めて先生方にも周知、理解していただく必要があるのかなということで、再発防止策の通知表、指導要録、調査書、この手順を確認する研修を行います。その中にシステムの使い方も含まれておるという考えでございます。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。そうすると、システムを正しく使えていれば、今回のようなミスが起きなかったのか、あるいはシステムを正しく使えていても起きてしまうミスだったのか、そこはいかがでしょう。

○教育次長兼学務課長（直井 徹）

基本的には、システムを正しく使えていれば起こらなかったことと承知しております。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。でしたら、今後の研修のほうでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、事務局のほうから、その他報告お願ひします。

○教育総務課課長補佐（蛭原康友）

それでは、事務局から2点御報告をいたします。

まず1点目、2月の行事予定及び教育委員会定例会の日程についてです。2月の予定行事報告表、本日現在のものがお配りされているかと思ひます。2月の教育委員会定例会、2月18日（火曜日）午前中を予定しています。また、この日、同日に市長が主催します総合教育会議が開催予定となっております。また文書で通知を差し上げますので、そちらを御確認いただければと思ひます。

2点目が令和6年第4回取手市議会定例会についてになります。PDF資料で議会資料ということで、市議会定例会の会期日程、議決結果、一般質問通告の一覧表をお配りしました。第4回取手市議会定例会は、12月2日から12月25日まで行われました。教育委員会に関係の議案については、12月の教育委員会定例会で御説明したとおり可決、一部が修正可決となっております。

事務局からの報告は以上になります。

○教育長（石塚康英）

そのほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それではございませんので、以上をもちまして、今定例会に付議された事案の審議は全て終了しました。

これにて令和7年第1回教育委員会定例会を閉会いたします。

午前9時36分閉会